

# 決算3カ月前の15個の節税対策

1. 使用していない固定資産の除却
2. 不良在庫の処分
3. 1人当たりの飲食交際費の特例適用
4. 含み損を抱える不要資産の売却
5. 売上の計上基準の変更
6. 決算日（事業年度）の変更
7. 社会保険料・労働保険料・固定資産税の未払計上
8. 未払費用で計上できるものはないか検討
9. 減資（資本金を減らす）の検討
10. 30万円未満の少額減価償却資産の特例の適用
11. 中古の固定資産の購入
12. 役員退職金の支給
13. 出張旅費や日当を支払うための旅費規程の作成
14. 中小企業退職金共済への加入
15. 中小企業倒産防止共済への加入